## 高校生のお子さまをお持ちの保護者さまへ

修学支援制度のご案内



# 高校生等奨学給付金

## 高校生等奨学給付金とは?

高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、**返済不要**な給付金を支給する制度です。

#### 【新世象位】

- ・ 保護者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
- 生活保護(生業扶助)受給世帯

給付金の詳しい要件などについてはこの後の資料の《「鳥取県高校生等奨学給付金」のご案内》をご覧ください。

高校生等が複数いらっしゃる世帯は、高校生等の人数分の申請ができます。

※制度を利用するには申請書の提出が必要です。(要綱第8条より)

## 【鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室への提出書類】



#### 1 申請書類

- (1) 令和元年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書(申請用紙は別に添付しています)
- (2) 在学等証明書(指定様式)
- (3) 申請区分(①~③) に応じた添付書類

	申請区分	添付書類					
1	• 生活保護(生業扶助) 受給世帯	基準日(令和元年7月1日)時点において生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類					
2	・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額 非課税世帯 ・第1子扱いの高校生等がいる世帯(①と③に該 当しない世帯)	対象となる高校生等の健康保険 証の写し (保険証の写し貼付台紙に、貼り付けて提出いただいても結構です。)		【共通】 平成31年度(令和元年度			
3	・道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額 非課税世帯 ・15歳(中学生を除く) 以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯(1) に該当する世帯を除く)	対象となる高校生等と 15歳(中学生を除く)以上 23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し (保険証の写し貼付台紙に、貼り付けて提出いただいても結構です。)	+	/2019年度分) (平成30年所得にかかるもの)の課税証明書など、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯であることを証する書類			

※別添の記入例と記入上の注意事項をよく読んで、必要事項を記入・押印してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない控除対象配偶者等がいる場合は、市役所、町村役場の窓口で申告の上、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の状況がわかる証明書類の発行を受けて、追加で提出してください。

#### 2 提出先

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室 (住所) 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目271

#### 3 提出期限

令和元年7月31日(水)

#### 4 問合せ先

鳥取県教育委員会 育英奨学室

電 話: 0857-29-7145、0857-26-7541

7ァクシミリ: 0857-26-8176

メール: jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

## 「鳥取県高校生等奨学給付金」のご案内

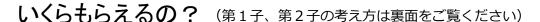
(返還は不要) ~申請には所得課税証明書が必要です~

高等学校等に通う低所得者世帯(非課税世帯)を対象に、授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費など)として支給されます。

## どんな世帯が対象なの?

#### 以下の3点すべてに当てはまる方が対象です。

- ①道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯または生活保護(生業扶助)受給世帯
- ②保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ③就学支援金支給対象である学校(高等学校、高等専門学校1~3年生、 専修学校高等課程等)に在学
- ※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。





	支給額	(年額)	
支給対象者	国公立	私立	申請に必要な添付書類
	の場合	の場合	
生活保護受給世帯(通信制在学者も同額)	32,300円	52,600円	・生活保護法による生業扶助を受給している
	32,30013	32,00013	ことを証する書類
生活保護受給世帯以外			
通信制以外			
	82,700円	98,500円	・保護者、親権者等の所得課税証明書
3) 1 3 O) D) (X T 4/3 V O) C (1)	02,70013	30,3001 1	・対象の高校生等本人の健康保険証の写し
15歳(中学生を除く)以上23歳未満の			・保護者、親権者等の所得課税証明書
	129,700円	138,000円	・対象の高校生等本人及び15歳以上(中学生
第2子以降の高校生等がいる世帯	123,70013	130,0001	以下を除く。)23歳未満の兄弟姉妹の健康
第2]以降の同校工等がでる世帯			保険証の写し
通信制			_
高校生等がいる世帯	36,500円	38,100円	・保護者、親権者等の所得課税証明書
INVX TOV VIOLE	30,30013	50,10011	・対象の高校生等本人の健康保険証の写し

## どうすれば申請できるの?

#### ●県内高校に在学している方

・7月頃学校から案内があります。申請は7月末までの各学校で定める 日までとなります。申請書、添付書類の提出先は、在学する高校です。

#### ●県外高校に在学している方

- ・申請書を送付しますので、直接育英奨学室までお問い合わせください。 申請書は7月31日(水)までに、育英奨学室へ提出してください。
- ●給付金は、年額を10月から12月にかけて支給する予定です。

高校生等が複数いらっしゃる世帯は、高校生等の人数分の申請ができます。給付金の支給区分については、裏面をご覧ください。



## 第1子、第2子等の考え方(金額は生活保護受給世帯以外の場合)

高校生等(年齢は問わない)

15歳以上(中学生は除く)23歳未満

### ●子ども1人世帯



【全日制等】(第1子) 国公立 82,700円 私 立 98,500円



【全日制等】(第1子) 国公立 82,700円 私 立 98,500円



扶養されていない

- ●多子世帯(※扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯)
  - ▼ 高校生等が2人いる世帯の場合



【全日制等】(第1子) 国公立 82,700円 私 立 98,500円



#### 増額

【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私 立 138,000円



【通信制】 国公立 36,500円 私 立 38,100円



#### 増額

【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私 立 138,000円 (注) 兄弟姉妹に通信制の高校生 等がいる場合には、通信制 以外の高校生等は給付額を 増額した「第2子以降」の 単価となる

▼高校生等以外の子どもがいる場合



#### 増額

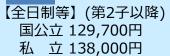
【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私 立 138,000円



#### 扶養されている

(学生、アルバイト、無職 など)

#### 増額





#### 増額

【全日制等】(第2子以降) 国公立 129,700円 私 立 138,000円

詳しくはお問い合わせください

鳥取県教育委員会 育英奨学室

電 話:0857-26-7541、0857-29-7145

ファクシミリ: 0857-26-8176

メール: jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

#### 鳥取県高校生等奨学給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条 の規定に基づき、鳥取県高校生等奨学給付金(以下「本給付金」という。)の交付について、規則に定めるもの のほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本給付金は、高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、 もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

#### (交付に係る対象者)

- 第3条 この要綱において、本給付金の交付に係る対象者は次のとおりとする。
  - (1)本給付金の申請者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。) 第2条に規定する高等学校等(特別支援学校を除く。以下「高等学校等」という。)の生徒等(以下「高校生 等」という。)の保護者等(法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)とする。
  - (2) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の入所者を除く)が措置されている者及び高等学校等を卒業し又は修了したことのある者については、前号の高校生等から除くものとする。

#### (給付に係る要件)

- 第4条 この要綱において申請の対象となる者は、基準日において県内に住所を有する保護者等であって、次のいずれかに該当すること。
  - (1) この申請に係る高校生等が基準日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受けていること。
  - (2) この申請に係る高校生等の保護者等全員の申請年度における道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。ただし、前号に規定する者を除く。

#### (給付の基準日)

- 第5条 前条で規定する基準日は毎年7月1日とする。ただし、基準日以降に入学することが定められている高等 学校等に入学する者については、当該高等学校等に在学する期間中は、入学した月日を基準日とする。
- 2 基準日に休学している高校生等については、本申請に係る高校生等から除く。

#### (給付の額及び回数)

- 第6条 県は第2条の目的の達成に資するため、第4条に規定する者に対し、別表に掲げる区分により本給付金を 交付する。
- 2 給付の回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は上限 4回)までとする。
- 3 前項の規定に関わらず、基準日において、高等学校等就学支援金の学び直しへの支援に該当する高校生等については、その期間中、年1回、通算2回まで交付する。

#### (申請及び実績報告)

- 第7条 本給付金の交付申請は、様式第1の1号または様式第1の2号により、毎年度、基準日後30日以内に行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第5条で規定する申請書とみなす。
- 2 規則第5条の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、当該書類を同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。
- (1) この申請に係る高校生等の保護者等全員の申請年の道府県民税額及び市町村民税額が分かる書類の写し
- (2) 前号の証明者が鳥取県外の市区町村長の場合は、その該当する者の基準日以降の住民票の写し
- (3) 第4条第2号に該当する保護者等が扶養している者のうち、基準日において15歳(中学生を除く。) 以上 23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し
- (4) この申請に係る高校生等が基準日において、鳥取県外の高等学校等に在籍する場合は、様式第3号に定める 在学等証明書
- (5) その他、県が必要と認めるもの
- 3 第1項の申請書は規則第17条第1項による実績報告とみなす。

#### (申請の辞退等)

第8条 第4条に規定する受給要件に該当するにもかかわらず本給付金の受給を辞退しようとする者及び同条に規定する受給要件に該当するか否かを明らかにするための書類を提出しない者は、鳥取県高校生等奨学給付金不受給申出書(様式第4号)を提出するものとする。

#### (交付決定及び交付額の確定の時期等)

- 第9条 本給付金の交付決定及び交付額の確定は、原則として第7条に定める交付申請の書類を県が受理した日から起算して60日以内に行わなければならない。
- 2 本給付金の交付決定及び交付額確定通知は、様式第2号によるものとする。

#### (交付決定の取消し)

- 第10条 県は前条により交付決定を受けた保護者等が次の各号に該当すると認められたときは、交付決定の取消し 又は変更をすることができる。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 申請内容や添付書類等を偽り、その他不正な手段により交付決定を受けたとき
- 2 県は前項の決定をしたときは、保護者等に対して給付金を既に給付済みの場合はその全部又は一部を一括して 返還させるものとする。

#### (給付金の代理受領)

- 第11条 本給付金は、保護者等が扶養する本申請に係る高校生等が通学する高等学校等での教育活動に必要な経費 に未納がある場合は、当該申請分の本給付金を当該高等学校等の長が代理して受領し、当該経費に充てることが できるものとする。
- 2 代理受領した高等学校等の長は、当該申請にかかる保護者等に対し、代理受領した理由、本給付金からの充当 内容等を明らかにするとともに、残金がある場合は、適切に交付しなければならない。

#### (雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本給付金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は平成26年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日以降に第1学年に入学した高校生等の保護者等から適用する。

附則

この要綱は平成27年7月2日から施行する。

附則

この要綱は平成28年5月30日から施行する。

附則

この要綱は平成29年5月12日から施行する。

附則

この要綱は平成30年7月10日から施行する。

附則

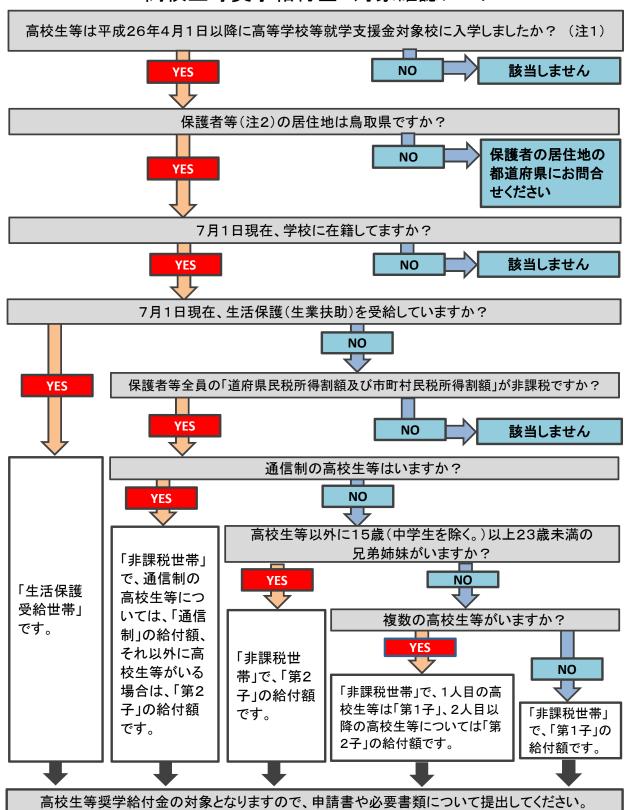
この要綱は令和元年6月20日から施行する。

#### 別表

番	号	世帯区分		学校区分	給付年額					
	1	生活保護受給世帯	国公立	32, 300 円						
		(通信制在学者も同額。)		私 立	52,600 円					
-	2		通信制	国公立	36, 500 円					
			課程	私立	38, 100 円					
			通信制	国公立	82,700 円					
				私立	98, 500 円					
	3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額 非課税世帯で 15 歳(中学生を除く。)以上	通信制	国公立	36, 500 円					
			課程	私立	38, 100 円					
		23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯	通信制	国公立	129, 700 円					
		で、番号1に該当しない世帯	以外	私 立	138,000 円					

<sup>※</sup>番号2及び3の区分において、通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は全て通信制課程の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て番号3の区分の通信制以外の単価を用いる。

## 高校生等奨学給付金 対象確認シート



給付額について(年額)

	全日制	·定時制	通信制			
	国公立	私立	国公立	私立		
生活保護受給世帯	32, 300円	52, 600円	32, 300円	52, 600円		
非課税世帯(第1子)	82, 700円	98, 500円	36, 500円	38, 100円		
非課税世帯(第2子)	129, 700円	138, 000円	30, 300円			

- (注1) 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。
- (注2) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)となります。

記入例

鳥取県知事 様

イ

ウ

工

令和元年度鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書

私は、以下の申請要件に該当していますか?

■ ①高等学校等に在学している者の保護者等であること

く保護者等とは>

高校生等の親権を行う者(児童相談所長、児童福祉施設長を除く)又は未成年後見人(財産の権限のみを行使する者を除く)。

親権者、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者、高校生等本人の順とします。

日付

- ②保護者等が鳥取県内に住所を有すること
- ③保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護の生業扶助受給者であること
- ④高校生等が児童入所施設等(母子生活支援施設を除く)に入所、又は里親に養育されていないこと

【▮ ■ ⑤過去に高等学校等を卒業又は修了した者でないこと

	<b>⑩去に尚寺子仪寺を卒業又は修丁</b> (	した有じない						
申請者	7680-9999	ふりがな	とっとり	はるお				
住所	鳥取市○町△丁目□□□番	申請者氏名	台亚	土田	(a)			
電話	0 8 5 7 - 00 - × × × ×		鳥取	春男	鳥取			
高校生等との 関係	☑親権者 □未成年後見人 □未成年後見人である里親 □主たる生計維持者 □本人 □その他(							
申請区分に係	私の世帯は次の区分に該当すること	を誓約します。						
る誓約		申請者氏	E名: <u>鳥</u>	取 春	男			
	5 【世帯員の状況】に記入した丸印	のある者につレ	いては、私が	扶養しています。				
	また、申請内容につ <u>いては、以下に</u>							
	■ 申請区分に係る誓約は、申請者が署名しましたか?							
	(↓必ずどちらかに ■ 生活保護(生業扶助)の受給または道府県民税所得割及び市町村民税							
	□ 令和元年7月 所得割額非課税の区分に応じて☑を記入しましたか?							
	☑ 令和元年7月1日現在、道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税であり、かつ、生							
	活保護法による生業扶助を受けていません。							

2 【対針	象となる高	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
ふり	がな	とっとり たろう	生年月日	平成 15年 4月10日
	氏名	鳥取 太郎	第 1 学年	
在学	名称	(国・都道府県(私)立 〇)	×高等学校	
6	E A	学校種: 高等学校・ 中等教育校	交 ・ 高等専門等	学校 ・ 専修学校 ・ 各種学校
TIX	区分	課程:全日制 定時制・ 道	通信制	
	住所	○○県○○市○○町2-2		
高 等 学 校	現在の 学校			月 日~
等 の 在 籍		在学中に給付金を受給した回数	0 回	・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 不明
任 精 履歴	過去に 在籍し	学校名 ■ 過去に		学校等がある場合、内容を記入しましたか?
	た学校	在学中に給付金を受給した回数	0回・	1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 4回 ・ 不明

3	【振込口座 $^{*1}$ 】給付金 $\sigma$	振込気	七を記	載して	こくだ	ざい。	※原貝	小、申詞	請者の	口座と	:する。		_			
	金融機関名		OX	銀行	<u>テ・</u> 金	庫・組	合				Δ□	本店	•	支店 ·	出張	所
	/真金礼 リ			普	通)	· 当	座	・ そ	の他	(				)		
	日 号 (右詰め7桁)	1	2	3	4	5	6	7								
	口座名を(カタカナ)	۲	ツ	١	IJ		ハ	ル	オ							
•	※」 ゆうちょ銀行の場合	17 4	1全融	継関カ	50	据込の	受 田 ロ	成レ	て利用	日十ス	座のよ	灾え	記入	1 てくた	ジオい	

■ 申請者(1で記入した方)と同じ名義人名の口座が記入されていますか?

ゆうちょ口座の場合は、他の金融機関からの振込に使用する店名、口座番号等を記入しましたか?

4 【申請区分】該当する申請区分(太枠部分)に○をしてください。

世带区分

	番号		■ 道府県民	税所得割	及び市町村民	2.税所得害	額非課税世帯の場合、高
			生等本人の	第1子、	第2子以降の	申請区分	を確認しましたか?
		生活保護(生業技	<b>扶助)受給世帯</b>	私立	52, 600 円		業扶助を受給している ことを証する書類
	2.	(全日制課程) (定時制課程) 道府県民税所 得割額及び市 町村民税所得 割額非課税世 帯	番号1、3及び4に該当しな	国公立	82, 700 円		対象となる高校生等の
	J		い世帯	私立	98, 500 円		健康保険証の写し
	ວເ		割額及び市 15歳 (中学生を除く。) 以上 村民税所得 23歳未満の扶養されている	国公立	129, 700 円	0	対象となる高校生等及 び 15 歳 (中学生を除
	0			私立	138,000円		く。)以上23歳未満全員の健康保険証の写し
	4	(通信制課程)	割額及び市町村民税所得割額	国公立	36, 500 円		対象となる高校生等の
4	-1	非課税世帯		私立	38, 100 円		健康保険証の写し

給付

申請

※通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号4の区分で申請し、通信制以外の高校生等は、番号3の区分で申請してください。

5	【世帯員の状況※2】	本人とは、	申請の対象となる高校生等のことです。
---	------------	-------	--------------------

	扶養の	続柄	氏 名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 <sup>※4</sup> (高校生等のみ記入)
		本人	鳥取 太郎			有
1		父	鳥取 春男	s.o.o.o	会社員	□有  □無
		母	鳥取 夏子	s.o.o.o	無職	□有  □無
	0	兄	鳥取 秋男	H.O.O.O	大学・2年	□有  □無
	0	姉	鳥取 冬子	H.O.O.O	○○高校・3年	☑有  □無

■ 高校生等本人と保護者等は必ず全員記入し、高校生等本人の健康保険証の写しが添付されていますか? (生活保護受給者を除く)

※2 この表には本人(高 人と同一の扶養状況に※3 申請者(保護者等)※4 兄弟姉妹の中で、今

- 高校生等本人に 15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟 姉妹がいる場合は全員を記入し、高校生等本人と兄弟姉妹全員の健康保険証の 写しが添付されていますか?
  - ┗大学進学などで別居の兄姉であっても、同一生計であれば記入・添付してください。

(上記以外の祖父母、中学生以下の弟妹、その他の同居者等は記入不要です)

- 【添付資料の確認】次の書
  ☑ 在学等証明書(様式)
  - □ 課税書類が県外市町村
  - ☑ 健康保険証の写し(【世帯員の状況】欄に記載した本人及び兄姉弟妹全員分)※生活保護世帯を除く
  - □ 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状。

不明な点は在籍の学校か下記までお尋ねください。

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室

電話:0857-29-7145 ファクシミリ:0857-26-8176

メール: jinkenkyouiku@pref. tottori. lg. jp

#### <参考様式>

#### 生活保護(生業扶助)受給証明書

下記の世帯は、令和 年7月1日(基準日)現在、生活保護法による生業扶助を受給していることを証明します。

記

[保護者]氏 名:

(申請者)

住 所:

[生徒] 氏 名:

生年月日:

学校・学年:

令和 年 月 日

[福祉事務所]

住 所:

代表者名: 印

(※ この証明書は、「鳥取県高校生等奨学給付金」の給付申請に使用するものです。基準 日現在に生活保護(生業扶助)を受給している世帯であることがわかれば、ほかの様 式でも構いません。